

令和5年第4回太子町議会定例会（第505回町議会）会議録（第5日）

令和5年9月25日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第43号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第44号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第45号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第46号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 認定第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和4年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 7 認定第2号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 認定第6号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 12 認定第7号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第43号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第44号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第45号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第46号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 認定第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和4年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 7 認定第2号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 認定第6号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 12 認定第7号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	森 文 彰	財 政 課 長	佐々木 信 人

(開議 午前10時00分)

○議長（松浦崇志） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第43号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第44号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第45号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第46号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第2、議案第43号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の

制定についてから日程第5、議案第46号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました事案につきまして、委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第43号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜日午前10時から午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①この事業を実施するに当たっての影響額はとの質疑に、高校生の医療費は把握できていないため、年齢の近い中学1年生から3年生を参考に算出したところ、年間で1,150人が対象となり、入院費が200万円の予定であるとの答弁があった。

②高校生の中でも重度障害者等に該当する方はどのようになるのかとの質疑に、障害のある方等の医療費については県の補助制度があるため、自己負担分を町が補助することとなるとの答弁があった。

③第6条にある「規則で定める手続に従った場合」は申請しなくてもよいのかとの質疑に、中学生の入院医療費の実績を見ると年間約30件で該当者は多くないため、該当する方には申請していただき、必要な方に証を発行させていただきたいと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第44号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜日午前10時から午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①盆休みを変更するということだが、これは保護者からも声が上がってきたのか、それとも行政側からの提案なのかとの質疑に、学校園の一斉閉鎖日が8月13日から15日になる予定であるので、学童保育園についても龍田学童保育園は龍田小学校の校舎で実施していることや斑鳩学童保育園も斑鳩小学校の敷地内で実施していることから、一斉閉鎖日に合わせる形で行政内で調整しているとの答弁があった。

②現在のお盆休みと正月休みの現状はとの質疑に、休園を含んだ状態での入園状況は8月1日現在で439人であった、8月は休園する児童が多く、休園児童を除く実質利用児童数は397人であ

った。学童保育園は現在8月14日から16日が休園日となっているため、その前後の利用状況を調べると、実質利用している397人のうち大体200人台であったため、利用児童数はかなり減る。年末年始は12月29日から1月4日を休園日としているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第45号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜午前10時から午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①4年間、3歳児保育を試行した結果、保護者から好評であったと提案説明があったが、具体的に保護者からどういう反応があったのかとの質疑に、例えば、年長が3歳児の手本となるべく張り切ったり、4歳児が次に年長に上がる喜びを感じる姿等が見られたり、3年保育の効果を保護者も感じておられるようだとの答弁があった。

②幼稚園は園児数がだんだん減ってきている状況にあるが、それに対する影響はどのように考えているのかとの質疑に、保育所や認定こども園に児童を預けられなかった保護者の受血的な意味合いもあるので、これから幼稚園も頑張っていかなければならないと思っているとの答弁があった。

③今後、保育所と幼稚園を一体的につなげていくという認識で考えているのかとの質疑に、幼稚園と保育所との一体化については施設として一緒になるということは現時点では考えておらず、公立幼稚園でなければできないことは何かということこれから追求していきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第46号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜日午前10時から午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①この条例改正と議案第45号（3歳児保育の本格実施）との関連はどのように考えておられるのかとの質疑に、幼稚園教育の充実という意味で一体的に捉えているとの答弁があった。

②例えば警報が発令されたとき、幼稚園は教育機関なので自宅待機となるが、預かり保育ではどのように対応していくのかとの質疑に、幼稚園については小・中学校と同じで、本町の場合、午前7時の時点で一定の警報が発令されているとその日の学校園は休業になるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第43号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第44号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第45号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第46号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 認定第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（松浦崇志） 日程第6、認定第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、令和4年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和4年度一般会計決算委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 委員会審査報告書を読み上げ、報告と代えさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、令和4年

度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月11日月曜日午前10時から午後4時33分。令和5年9月12日火曜日午前10時から午後5時5分。令和5年9月13日水曜日午前10時から午後1時56分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過については、別紙のとおり。

(2)審査結果は、賛成多数で認定すべきものと決した。

賛成は堀副委員長、玉田正典委員、森田委員、出原委員、山本委員。反対は玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、出原委員から賛成討論がありました。

(3)会議録は、後日希望者に配付します。

令和4年度一般会計決算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1)付託案件の「令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)令和4年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については真摯に受け止め、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。

審査の詳しい経過等は、委員会会議録による。

行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は、「入りをはかり、出を制する」を基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入入をはかって出を制する立場を理解し、併せて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。

全般について。

令和4年度決算の財政収支バランスは健全性を維持し、財政調整基金等への順調な積立てができています。今後も、事業執行において有利な起債や国、県の補助金を活用して町の財政負担を少しでも減らすように努めること。また、住民サービスの向上のため、引き続き人材の計画的な確保、育成に努め、情報共有による部課を超えた連携を一層強めること。なお、今回の決算を受けて、今後の行財政改革に反映することを求める。

歳入について。

ふるさと応援寄付金については全体的に減収となったが、体験型返礼品など斬新なアイデアが出ていることを生かし、国の制度変更や他市町の動向も注視しながら町の魅力を発信し、増収につながるように調査・研究すること。また、町税等の収納については、まず県平均並みに上げることを念頭に、滞納額の徴収も含めた収納業務の体制の強化（職員数の確保、知識と経験の積み重ね）による増収に努めること。

歳出について。

各課ともに需用費の経費削減に取り組む姿勢は大いに評価できるが、光熱水費等の高騰は全ての施設において経費の増加につながるため、町財政全体への深刻な影響とならないように世界情

勢や景気動向を見据え、財政課を中心に各課が共通の認識を持つこと。また、一部では大きな不用額が見受けられるので、引き続き積算精度の向上に努めること。

さらに、審査質疑の過程で明確になった以下の点について事業の推進と改善を求める。

1、聖徳太子1400年プロジェクトで得られた活気や住民参画の機運を今後の町政に活かせるような施策を展開すること。

2、関係団体等と連携しながら、ファミリーサポート事業や引きこもりサポート事業など住民に寄り添った事業の推進に努めること。

3、子どもたちの学びの場をよりよいものにするために、外部人材の活用や地域との協働をより一層推進すること。

4、契約に関して、随意契約については根拠を明確にし、適正に事務執行すること。

5、他団体への補助金の支出等については、その執行について随時精査すること。

その他各課に対する個別意見は、委員会中に各委員から行われた指摘事項等を委員会会議録で再度確認し、検討、改善に努めることを求める。

以上です。

**○議長（松浦崇志）** 以上で令和4年度一般会計決算委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（松浦崇志）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

**○玉田晶久議員** 約30年にわたって経済が停滞する中で、上がらない実質賃金と目減りする年金、あるいは多様な働き方を推奨すると言いながら非正規雇用を増やし、いまだ男女賃金格差で町民は苦しい生活を余儀なくされており、加えて今日のエネルギーあるいは諸物価の高騰は一層町民の生活を圧迫しております。この政治の大本は国であり県によるところが大でありますけれども、国や県の悪政から町政が防波堤となって町民を守る立場に立つべきだと私は思います。こんな町民の立場に立てば、この決算に諸手を挙げて賛成することはできません。

一例を挙げますと、一般会計から繰り出している特別会計で高過ぎる国民健康保険税、あるいは近隣市町でも断トツに高い介護保険料等々があります。これらは福祉の施策に役立っているとは思えません。また、決算委員会でも触れましたけれども、播磨臨海地域道路網協議会に参加して50キロに及ぶ高規格道路で6,000億円とも言われる大型公共事業に町も協賛しております。大型公共事業よりも福祉に予算を回すべきである、このことを訴えて反対討論といたします。

**○議長（松浦崇志）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

**○出原賢治議員** 私は、本認定第1号に対しまして賛成の立場から討論いたします。

令和4年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算は、妥当な報告であったと判断いたします。のみならず、委員会での審査では担当の部や課において将来を見据えた改善も随所に見られ、各部面での行政課題に真摯に取り組んでいる様子が明らかになったものと考えます。もちろん、委員会から指摘があったとおり、各担当課においてもっと推進すべき点、あるいは見直すべき点があ



るのも事実であり、それは委員会審査の中で議論されたとおりであります。しかし、それらの多くは町が独自に抱える問題というよりも我が国全体の社会情勢の変化、あるいは地球規模での政治的、経済的、社会的な変化の中で当町にも突きつけられた課題であるように思います。地方自治体の行政というものが、時代の変化に応じて常に見直しが必要とされることを鑑みれば、課題が明らかになったことはむしろ歓迎すべきことであり、やがて令和6年度の予算案を策定するこの時期におきまして、この令和4年度決算の審議で指摘があった点に立ち返り、生かしていくことが重要ではないでしょうか。時代の変化は、これからますます顕著になっていきます。一般質問でも申しましたが、情報、環境という2つのキーワードに加え、今後は人権、安全という4つのキーワードが社会の趨勢を決める、そのような時代になっていくと思われます。それを見据えた中でも、太子町が和のまちの理念を掲げるユニークな自治体として発展を続けられるように今後の行財政改革に取り組んでいくことが必要であります。特に部や課を超えた横の連携を一層強化していけるように、多様性の時代とも言われ、ともすれば分断や孤立を招きがちな社会ではありますが、だからこそ行政の側は細分化されることなく、一層協力した体制で課題に向き合うことが大切であって、全体のバランスを考慮しながら町民の生活向上と町の未来に向けた全体最適を目指した行財政改革に取り組んでいただきたい。それが“和のまち太子”の行政の在り方としてふさわしいと思うと述べさせていただきます、賛成討論といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 認定第2号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第3号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第4号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第5号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（松浦崇志） 日程第7、認定第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、認定第5号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳

入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 福祉文教常任委員会に付託されました認定第2号から認定第5号までの委員会審査報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

それでは、始めます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第2号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜日午前10時から午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①決算書1ページ、2ページに歳入の総括表があるが、予算現額に対して調定額にかなりの乖離がある。この乖離の理由について説明願うとの質疑に、国民健康保険税に関する質問かと思うが、予算現額と調定額に差がある理由については、滞納繰越分を含めた調定のため、調定額が大きくなっているとの答弁があった。

②収入未済額と不納欠損額は前年度に比べると減っていると思うが、こういった努力をされたのかとの質疑に、口座振替の勧奨や臨戸徴収を実施している。また滞納繰越分については税務課収税管理室が担当しているが、財産調査や差押え等を実施しており、滞納繰越分、現年分ともに収納率は年々上昇しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第3号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜日午前10時より午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①普通徴収の滞納を回収していくのはなかなか難しく、まずは滞納されないようにしなければならないと思うが、課題や今後について伺うとの質疑に、65歳になられた当初、約半年間は年金からの特別徴収ではないため、納付書等を送る際に口座振替依頼書を同封し、納め忘れを防ぐようにしている。また電話勧奨や各戸を訪問し、納付が困難な方については納付誓約書により分納いただく等、きめ細やかに説明等を行いながら収納率を上げていきたいと考えているとの答弁があった。

②安心見守りコール事業について、登録時に協力員を3名選ばないと登録できないと思うが、御自身で探すのが困難な方に対して行政としてサポートしているのかとの質疑に、どうしても協

力員が見つからない場合は民生委員に御相談させていただき、3名を設定していただいているとの答弁があった。

③滞納金の回収に関して課ごとでされているのか、それとも一体的に生活福祉部としてされているのかとの質疑に、他課に納税相談に来られたときに介護保険料の担当に引き継いでもらう等、他課と連携を図りながら徴収事務を行っているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第4号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜日午前10時から午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①今後、後期高齢者医療へ移行する方が増加していくと思うが、令和4年度決算を受けて町としての課題、対応について伺うとの質疑に、後期高齢者医療の医療費の増加が懸念される。町としては高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、フレイル予防、歯科健診等を実施することにより医療費の抑制につなげたいと考えているとの答弁があった。

②後期高齢者医療費は増えていくと想定されるが、その財源の将来的な見通しはとの質疑に、後期高齢者の医療は法律で各負担割合が決まっており、公費が5割、若い世代からの支援が4割、保険料が1割で賄われている。現状では若い方の負担がかなり重くなっているのが、令和6年度以降の保険料に関して、その分を少し軽減するよう、国が保険料を見直す考えを示しているので、それに従っていききたいと考えているとの答弁があった。

③特定健診の受診者数の向上に向け新たな取り組みはあるのかとの質疑に、後期高齢者に関してはほとんどの方が医療にかかられているので、医療にかかられていない、介護の申請もされていない方に受診いただいて健康状態を把握し、重症化を防ぎ、医療費を抑えていきたいと答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月5日火曜日午前10時から午後0時3分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①8ページに墓所返還還付金が計上されているが、これは何基分なのかとの質疑に、令和4年度は8基の返還を行っているとの答弁があった。

②墓園管理料は適正な額なのか。令和4年度決算を踏まえ現状と今後についてどう考えるのかとの質疑に、墓園事業特別会計のうち維持管理に要する経費としては墓園管理手数料が主な経費

である。令和4年度は維持管理に使える経費691万円に対して実際に要した経費は670万円であったので、ほぼ適正なものだと考えている。しかし今後老朽化していく中で、維持管理料についてもどこかの段階で将来的な財政バランスを見て検討する必要があるかと考えているとの答弁があった。

③8ページのメモリアルパーク管理基金積立金について目的と現在高はとの質疑に、利用者からいただいた管理手数料は全て維持管理に使うべきものであるという認識の下、当該年度に使い切れなかったものについて次年度以降の維持管理に充てる目的で設置している基金である。令和4年度末の基金残高としては364万6,280円であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上で委員会の結果報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 認定第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

国保が抱える構造的な課題というのはたくさんございます。年齢構成が高く、医療費水準が非常に高い、あるいは所得水準が低い、保険料負担が非常に重くなっている、保険税の収納率が非常によくない、あるいは一般会計の繰入れ、繰上げの充当にいろいろな問題がある、財政運営が不安定になるリスクが高い、そういう小規模保険者の存在がございます。さらに市町村間の格差があって、これら多くの課題を抱えておるのが現状であります。これらの課題を財政運営の都道府県化と都道府県と市町の役割負担で解消しております。太子町もこの方針で進もうとしているわけですが、兵庫県で一本化されると町独自の意見が通らず、先ほど申したような町の防波堤としての役割が果たせないことになるわけです。このために国あるいは県追随の方針に反対するという事で、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定する

ことに決定しました。

次に、上程中の認定第5号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第11 認定第6号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第12 認定第7号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（松浦崇志） 日程第11、認定第6号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について及び日程第12、認定第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月6日水曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①営業外収益の決算額が令和2年度、令和3年度と比べて約1億円減少しているが、基本料金減免の補助金分に相当するのかとの質疑に、そのとおりで、令和2年度、令和3年度は（コロナ禍の影響に伴い）減免した分を補助金として一般会計から繰り入れていたが、令和4年度は減免をしていないため、その分が減額となっているとの答弁があった。

②資本的支出において投資有価証券購入費が全額不用額になった理由はとの質疑に、資産の運用ができるよう予算計上していたが、国債等の利率の状況を確認しながら検討した結果、令和4年度については運用を見送ったとの答弁があった。

③指定事業者登録数が極端に減っている理由はとの質疑に、5年更新のため、申請時期によって対象件数が異なっているとの答弁があった。

④水源地、中継ポンプ場電気代が増額している理由はとの質疑に、電気代の単価が1 kWh当たり43%ほど上昇したことによるものとの答弁があった。

⑤配水管の耐震化の現状はとの質疑に、令和4年度は導水管・送水管の耐震化工事を行っていないため、令和3年度と同様、約半分が未着手であるとの答弁があった。

⑥損益計算書を見ると剰余金が発生しているが要因はとの質疑に、会計上では利益が出ているが、これは現金が増えたわけではなく長期前受金を含んでいるためである。平成26年度の会計制度の変更に伴い、減価償却に見合う分を収益として表記するようになった結果との答弁があった。

⑦有収率92.9%をどのように捉えているかとの質疑に、毎年無効水量の縮減のために調査費を予算計上し、主要な管路については調査を行うなど、無効水量の縮減に努めているとの答弁があった。

⑧企業債について償還していない年度がある理由と、今後どう償還していくのかとの質疑に、40年の借入で最初の5年は据え置き、翌年から償還が開始する借り方をしている。事業費の約半分を企業債で借りながら事業を進めていく形を取っており、今後も手持ちの現金等の状況を見ながら、企業債の状況も考慮した中で進めていき、起債についても検討したいとの答弁があった。

⑨立岡山の南配水池を維持している理由はとの質疑に、災害や凍結による管破損等の事故が起きた場合に大きなタンクがあると安心感があるためだが、以前北配水池を更新した際、従前より大きくしているため、費用対効果を考慮しながら南配水池の維持については検討していきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により認定すべきものと決した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、令和5年9月4日。件名、令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年9月6日水曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①雨天時の浸入水の対策について、その後の進展はとの質疑に、流域下水道の関係団体が集まり対策を講じている。町においては職員が巡回点検し、公共ます等の確認を行っているとの答弁があった。

②昨年度まで掲載されていた預金利息の項目がない理由はとの質疑に、使用料を改定したとこ

ろではあるが、手持ちの現金が極端に少ない状況であるため、定期預金を解約した結果であるとの答弁があった。

③前処理場について、事業者との協議の進捗はとの質疑に、事業者とは定期的にコミュニケーションは取っているが具体的な進展はない。施設に関しては規模の縮小や国、県への相談も行いながら引き続き検討していきたいとの答弁があった。

④有収率が上がらない原因はとの質疑に、本町の下水道は分流式であるが、管の接手等から浸入してくる不明水がある。宅内側で配管が間違っつながっている等、様々な要因に対応するため、今後も調査が必要と考えているとの答弁があった。

⑤雨水1.4号幹線の工事監理業務が直営でできない理由はとの質疑に、オープンシールド工法等の特殊工法で施工している関係上、一般的な土木工事に比べると難易度が高いため委託しているとの答弁があった。

⑥町の水洗化率は97.02%とあるが、未接続の件数がまだ多いのではとの質疑に、令和4年度は15件の接続があった、今後も状況を見ながら啓蒙に努めていくとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により認定すべきものと決定した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 認定第6号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について反対討論を行います。

（株）東芝がフル回転していた時代とは異なって、少子・高齢化で大幅に水需要が減少しており、今後もその傾向が見込まれます。しかしながら、全体供給量の約13%である高い県水を購入しており無駄遣いとなっています。有収率を向上させる努力とともに、県水の購入をやめる努力を求める意味で反対討論といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。



(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(松浦崇志) 賛成多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、上程中の認定第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について、これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 認定第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について反対討論を行います。

本来であれば、前処理を行う業者が処理場を建設すべきであったのに、国あるいは県の指導の下に町の施設として建設したことに間違いの始まりがあったと考えております。このために報告書にも記載のとおり、昭和50年に完成した皮革前処理場は利用業者数と流入量が少なく、収益減少と施設維持費用の増加により非常に厳しい運営状況にあると述べております。引き続き、事業者との協議を進捗させるとともに施設規模の縮小に向けて努力を促す意味と、また下水道事業の約74%という低い有収率を向上させる努力を求めて賛成しかねることを述べて、反対討論いたします。

以上です。

○議長(松浦崇志) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(松浦崇志) 賛成多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(松浦崇志) 日程第13、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回太子町議会定例会(第505回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時16分)

~~~~~

### 議長挨拶

○議長(松浦崇志) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8月30日の招集以来、本日までの27日間でしたが、この間、議員各位には一般会計等の決算認定をはじめ、条例の制定、各会計の補正予算など、多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。特に、一般会計決算委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的に御審議を賜りました御労苦に対して重ねて謝意を表す次第でございます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に寄せられました御協力に謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

間もなく10月を迎え、秋の気配を感じる季節となつてまいりますが、議員各位にはこの上とも健康に御留意され、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長(沖汐守彦) 令和5年第4回太子町議会定例会(第505回町議会)が閉会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

去る8月30日に開会されました今期定例町議会におきましては、人事案件をはじめとする各重

要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことを深く感謝を申し上げる次第であります。さらに、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力をしております。

暑さも幾分和らぎ、朝夕の涼しさを感じる好季節を迎えましたが、まだまだ新型コロナウイルスの感染、あるいはインフルエンザの感染も大いにはやっております。議員各位におかれましては御健康に御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、定例町議会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 出 原 賢 治

署名 議員 森 田 哲 夫